

# 明治前期における日常的訓育評価

—学制期の「日課表」の実践—

A study on Discipline Evaluation in Elementary School in early Meiji Era  
—Focusing on Daily Department Marks-

山根 俊喜(YAMANE Toshiki)  
(教授: 発達科学講座)

キーワード: 訓育, 管理, 評価, 修身, 日課点, 行状, 個性

Keyword: discipline, moral education, daily marks, deportment marks, good conduct, individuality

## はじめに

本稿は、明治前期、すなわち学制期から第一次小学校令期まで(1872~1890)の期間を対象に、小学校における訓育に関わる評価のあり方とその特徴を、評価結果が集積され、記録される表簿資料を手がかりとして明らかにする作業の一部として、学制期を中心に実践された「日課表」の実践を対象に、この期の訓育評価の特徴を検討しようとするものである<sup>1)</sup>。

日本において、訓育という教育学上の概念は、明治20年代に教授(Unterricht)に対するErziehungの訳語として登場し、その後、教授、養護と並ぶ教育作用として、子どもの情意に働きかけて道徳性を形成するものとされた。戦後は、知識・技能の形成をめざす陶冶(Bildung)に対して、性格、態度、世界観、行動の仕方を通じて人格を形成する作用を意味するものとされてきた<sup>2)</sup>。本稿が対象とする時期、未だ「訓育」という用語は専門用語としては使用されていないが、小論では、生徒管理や修身の教授、そして各科目における態度形成などを含め、学校教育における情意の形成に関わる作用全体を訓育と呼ぶこととし、この意味での訓育の評価の理論と実践を対象として検討を行う。

この主題に関わる代表的先行研究としては、近代日本の教育評価史研究の嚆矢といえる天野正輝の『教育評価史研究』(1993)が挙げられる。天野は、学制期では、訓育の目標を示す生徒心得と生徒試験法における行状の評価を含む「日課点」、教育令期では修身科の評価、とりわけそこにおける行状評価(行状点)、第一次小学校令期では人物査定法をそれぞれ主要な対象として、府県関係資料等を用いてその実態を検討している。日課点や人物査定法など従来ほとんど検討されてない事実を取り上げその意味を明らかにした点でまさに先駆的業績といえる。ただ、近世諸学校における目標・評価との関連については検討されているが、諸外国の教育事情からの影響が検討されていない点など、未だ検討の余地を残していると思われる<sup>3)</sup>。たとえば、天野は、学制期の生徒心得などによる訓育と行状評価を「近世諸学校での訓育およびその評価の継承であった」としている。しかし、明治前期の児童管理を検討した松野修は、この期の生徒心得が「寺子屋掟書」と著しく異なって修身上の訓戒を含んでいないとして、寺子屋の掟書との連続性を否定し、この点で同時期の西欧の学校規則と共に

通しているとしている。

小論では、天野が注目した修身科試験法とこれに関わる行状の評価のほか、学校管理に含まれる「教方」「教化」(discipline)などの評価、さらに児童の理解を目的とした性格や行動の評価も含めて検討する。そのさい、進級や卒業に関する試験とともに、こうした試験に加味された、日常の(毎日の、あるいは週、月ごとの)評価を中心に、この時期の訓育評価の特徴を明らかにしてくこととした。

さて、明治前期の訓育評価に関わる表簿資料は大別して二つの系列に分けられる。すなわち、A:日々の行状・品行(および学業)を点数評価するものと、B:一定期間の子どもの性格や行動の特徴を、短評形式で評価するものである。

このうち、Aについては以下の三つ、Bについては以下の二つのサブグループに分けられる。

A-1 学制期の1875年頃から作成された「日課表」「日課優劣表」などと称される、日々の各科目の学業成績、行状成績(出席点を付す場合、また学業成績を含まない場合もあった)を点数評価して記録した帳票<sup>4)</sup>。

A-2 教育令期に、修身科の評価(試験点数に行状点を加味して評価された)のために作成された「品行簿」などと称される、日々の行状、品行を点数評価して記録した帳票。これに加えて、学業、出欠も評価するものもあった。

A-3 第一次小学校令の時代、「人物査定」の資料として、「人物」の観点ごとに、日々点数評価して記録した帳票。

B-1 教育令期に、「学事表簿取調心得」によって書式が示された学籍簿の中で、退学のさいに記入することを求められた、生徒の「品行性質」の記録。

B-2 東京師範学校附属小学校で実践され、若林・白井編『改正教授術』1884で紹介された、修身の評価資料としての「性質品評表」。生徒の性格、行動について、いくつかの項目ごとに短評を加えたもの。これはその後、学籍簿の「操行」評価のための「操行査定簿」、さらには「個性調査簿」「個性觀察簿」などと名称を変え、1927年には「児童生徒ノ個性尊重及び職業指導ニ関スル件」(文部省訓令第20号)によって制度化された。さらに、1938年、個性調査簿の内容は学籍簿の「性行概評」に取り入れられ、戦後指導要録の性格・行動の

記録に引き継がれることになる。

小論では、このうち、まず、A-1の学制期における日課表の実践を検討する。

## 1 出版動向にみる個別の学校の日課表

一般に学制期の学校教育は、等級制の採用にみられるように、個人の知的啓蒙を重視して主知主義傾向をもっていたが、「生徒心得」や「生徒罰則」「約束」等の発行や規則制定にみられるように、訓育にまったく配慮が払われていなかつたわけではない。この点を、評価の視点からみてみよう。

この点を、評価の視点からみてみよう。

学制期を中心に、それ以降の明治前半期を通じて、「日課表」あるいは「日課優劣表」等と呼ばれる学校表簿が存在し、全国的にかなり広範に実践されていた。これは、日々の科目別の学業成績と行状(ないし品行)を個人ごとに点数評価したものである(この点数を「日課点」という)。その成績は、週ごと、月ごとに集計されて、月次試験(月ごとの試験、府県によって名称は異なるがここでは「月次試験」で統一する)の成績に加味されて席次が決定され、さらに月次試験の成績は半年ごとの進級試験(これも府県によって名称が異なるが「進級試験」で統一する)に加味されたりした。また、日課表を個人ごとのカードとして父母にその成績を知らせたりもした(通知表のひとつの源流である)。日課表が普及する以前にも、試験成績に行状成績を加味する事例もみられるが<sup>5)</sup>、日課表、および日課点の導入とその普及が、訓育に関わる評価、そして指導の浸透をリードしていくたと思われる。

(なお、以下では、便宜上、生徒全員の日課点を一覧表としたものを「一覧表型」日課表、個人ごとのカードにして生徒にもたせ学校と家庭を往復したものを「往復通信型」日課表と表記する)。

こうした日課表の意義やその使用法は、出版や学務関係者の会議を通じて普及していく。

まず、日課表に関する出版物から検討していこう。

東京師範学校附属小学校で使用されたと推察される「日課表」の様式を図1に示した<sup>6)</sup>。これは、1875（明治8）年1月に東京師範学校小学師範科を卒業し翌年の1876（明治9）まで東京師範学校訓導であった樋木寛則によって著された『小学日課表用法』1876年（明治9）年に掲載されたものである。

図1 日課表（往復通信型）の様式（部分）（樋木『小学日課表用法』1876. 9-11丁）

樞木は、この「目課表」の意義について、「学徒ヲ獎励シ進歩ヲ促シ黜陟ノ平均ヲ得セシメ、及ビ課業ノ得失行状ノ良否ニヨリテ賞罰ノ点ヲ付与スル者」であり「積ンデ一月ニ至レバ小試験ニ照テ以テ黜陟ス、是レ幼童ノ心ニ以テ榮辱コレニ係ル」ものとしている。つまり、この表は、生徒の学習への動機づけを、席次（「黜陟」）をめぐる競争心「榮辱」）を組織することによって達成する手段であり、このため日々の学業・行状をできるだけ客観的に（「平均」すなわち平等に）評価し、生徒に伝えるために作成されるものである。また、同時に、毎日父兄にこれを見ることによって、「勸奨責督ノ用具」と為すことがめざされている。

こうした目的を果たすため、様式としては、生徒ごとの手帳様式で、「第一週」と同様のページを26週分綴じ込み（半年使用；なお当時は半年進級制であった）、「堅牢な」表紙をつけて1冊とし、評価法としては、毎日、各生徒の科目（復説、読物、作文・問答・書取、算術、習字）と行状の成績を点数評価し、その評定値を記入したものである。成績は、毎月の試験成績に加味して席次を進退することとされている。評点を付すにあたっては、公正な評価ができない場合は、「忽チ生徒ノ不平」を招き「有益ノ良法」もかえって「無用ノ徒法」となってしまうので「点数増減ノ法則」を設け、教師はこれを「暗記」して生徒に臨むようにしている。こうして情実を廃し、規則を厳正に適用することこそ客観的で公正な評価を担保する鍵だと考えられている。その評点法は以下のようなものである。

まず、各科目と行状の毎日の定点（基準点）が5点（計30点）で、成績によって減点・加点することになっている（表中の○が定点、○が加点1、●が減点1）。その評価基準は、科目については、科目ごとに数項目ずつ規定されているが、たとえば「衆生解シ得ズシテ独リ之ヲ能ク解スル者ハ一点ヲ与ヘ、衆生解シ得テ独リ能ク解セザル者ハ一点ヲ減ズ」、あるいは、「何事ニ限ラズ教師ノ授クルコトヲ忽チニ忘却スル者ハ一点ヲ減ズ」、「復読ノ節前日授クル処ノ諸件ヲ遺忘スル者ハ一点を減ズ、遺忘スルコト多キモノハ二点或ハ三點ヲ減ズ」といった、かなり機械的な減点・加点法であった。

さて、各科目と並ぶ一領域としての行状の評価方法も同様の傾向にある。行状の評価基準は全6条で、以下のように定められている。

- 一 教場出入ノ節歩法体容常ニ正シクシテ衆生ニ異ナル者ハ一点ヲ与フ、
  - 一 行状特ニ正シクシテ教師褒詞ヲ下スニ至ル者ハ一点ヲ与フ、
  - 一 就業中屡々廁へ往キ屢々石筆等ヲ落トス者ハ一点ヲ減ズ、
  - 一 教場出入リノ節体容極メテ不正ナル者ハ一点ヲ減ジ、數日ニ及ブト雖モ猶改メザル者ハ更ニ二点ヲ減ズ、
  - 一 総テ教師ノ制止スルコトヲ聴入レザル者ハ一点ヲ減ズ、其再ニ及テ猶聴入レザル者ハ二点ヲ減ズ、
  - 一 習字ノ節墨汁ニテ特ニ手ヲ汚ス者ハ一点ヲ減ズ
  - 一 総テ行状衆ニ異ナリテ不正ナル者ハ一点ヲ減ジ、罰則ノ

軽キヲ犯ス者ハ三点ヲ減ジ、ソノ次ハ五点ヲ減ジ、最モ重キヲ犯ス者ハ十点ヲ減ズ

行状一般のあり方、教師の指示への従属、教場への出入りのさ  
いの挙動や石筆や墨汁の扱いなどの授業態度のほか、「生徒罰則」  
が基準として用いられていることがわかる。このように、樋木の  
日課表の行状評価は、道徳性あるいはよき習慣の形成のためとい  
うより授業の前提を形成するための生徒管理という意味が強い。

なお、図1は、個人ごとの帳票である往復通信型日課表であるが、クラス全員の一覧表を「巻物」状にして一覧表型日課表を作成し（図2）、授業中にはこれに増減点を記入しておき、授業が終わってから個人票に転記することとされている。

図2 日課表（一覧表型）の様式（部分）（樋木『小学日課表用法』1876、14-15丁）

これを模した資料として、1878（明治11）年1月に滋賀県で出版された中矢正意『日課表取扱方法』がある。著者の中矢は、東京師範学校を1877（明治）10年3月に卒業し、滋賀県長浜講習所（大津師範学校の支校）に着任した。関係する小学校で使用されたものと推察されるが、ここで提案されている日課表の目的や評価方法は、「○●◎」など記号の使用法や各科5点で計30点という配点も含めてほぼ樫木のものと同様である。ただし、全くの焼き直しというわけではない。

中矢は序文で、ページの『彼日氏教授論』の学校管理法の一節を引き、「罪状簿」black marks を作成してその非を責めるよりも「名薦録」registers of credits を作成してその成功善美を称揚することの方が、生徒を奨励する効果があるとしている<sup>7)</sup>。こうした立場から、日課表を「学校管理ノ要用ナルモノ」としながらも「濫リニ賞罰ヲ施ストキハ（中略）却テ其ノ秩序ヲ混乱スル」ことがあるとして、その弊害の可能性を説き、賞罰点を「最優最劣」の者、具体的には、20人のクラスでは1, 2名に限って付与すべきとしている。

また、客觀性・公平性の担保という点では、黒板に誰がどの科目で賞罰点を取ったかを明示して公開し、「勵懲」の一助とすることを提案している。

行状の評価基準については、樋木のものよりは、やや簡略になっており、「都テ教師ノ命令指揮ヲ從順尊奉スルモノ賞一、之ニ

「反スル者罰一」のほかは、校則、教場規則、罰則を基準とすること、罰則は東京師範学校のものを基準に罰の輕重により罰点を与えるとして、その罰則が掲載されている。ちなみに、忘れ物、遅刻、教場等での私語、喧嘩、許可なく席を離れる者、授業が始まても遊んでいる者については罰点1（加えて10分の遊歩の禁止、または居残り）、器物等の破損、落書き、他人の行為の妨害については罰点2（同15分）、教場で必要な物をなくした者、他者に暴力をふるった者は罰点3（同20分）となっており、樋木の示した点数より少なくなっている。

以上の、中矢の日課表にみる行状評価の目的と方法は、榎木のものと大差はないが、賞罰にこだわって煩雑にわたる場合は、かえって弊害が生まれるということに自覺的であることがその特徴である。

樋木、中矢と同じく、同時期に東京師範学校小学師範科を卒業生（1875（明治8年）年6月卒業）した生駒恭人も、1876（明治9）年の著『小学授業術大意 上』で、日々の学業行状を点数評価する「賞罰簿」を提案している<sup>8)</sup>。日課表とは称していないが、内容としては同様のものといってよい。

この著は、表題のとおり、授業方法を説こうとしているものだが、その授業を成立させる前提として「制御の体」として生徒管理(discipline)を論じている。生駒によれば、生徒管理の要諦は、生徒の「待接」法と「懲罰ノ規律ノ確立」の二つである。「待接」の方法は「恩」によって生徒をして「依頼欣慕」を、「威」によって「厳肅勉強」情をおこさせることの二つであり、「威」を主として、「恩」を副とする。「懲罰ノ規律」に関しては、生徒の「天然ノ善性」を損なわずに、自律的に規則に従うようにさせるためには、生徒に「仁慈寛裕」の心をもって接すること、そして、「詳密」な規則を作るのではなく、生徒自身が「暗知」し、常に心にとめておくことができるくらい「簡明」なものにすることが重要だという。こうして、生駒は、「喧嘩口論スルモノ」など10項目からなる罰則（「威」にあたる）と、「能ク教師ノ命ヲ遵守スルモノ」4項目からなる賞則（「恩」にあたる）を掲げ、「賞罰簿」に、罰則の場合その程度に応じて-1～-3、賞則の場合+1～+3の点数を記入し、各科目の日課点と併せて、小試験成績に加味して「勤歩優劣」を定めることとしている。

ところで、生駒は、1875（明治8）年、山下巖麗とともに『勸学必携 上、下』を著している<sup>9)</sup>。その上巻の一章では『ジエーバルトワイン』氏学校管理説』『ジエーバルトワイン』氏の諸論』として、アメリカ、ミズーリ州立師範学校の校長を務めたJ.Baldwinの学校管理論が紹介されている。そこでは、「寛」と「猛」を折衷し、「緊要ノ規則ヲ制定」して生徒管理にあたること、そのさい「規則ハ数条ニシテ其要旨ヲ尽スヲ要ス」として規則の簡潔性が主張され、同時に「規則ハ必ず善良ノ習慣ヲ得セシムルヲ要ス」とされている。規則の簡潔性を主張する生駒（そして中矢）の日常的な行状評価の目的は、授業の前提を形成するための管理的意味を越えて、「緊要ノ規則」に絞ることで、生徒らがよき習慣、そして道徳性を自主的に形成することをめざしているのではないかと思われる<sup>10)</sup>。

以上は、東京師範学校小学師範科卒業生によって著されたものであったが、こうした系統以外にも、樋木らのものを模した日課

表がある。1878(明治11)年5月に、矢野成が著し、宮城県で出版された『小学日課表用法』がそれである。矢野は、学制期のはじめから仙台で小学校教員を務め、1879(明治12)年、東北初の木町通小学校付属幼稚園を創設したことでも有名な人物だが、出版の動機を次のように記している。

余ノ倍根小学ニ従事スルヤ茲ニ年アリ、常ニ生徒ノ緩慢ニシテ学歩遅滞ノ者多キヲ憂ヒ一日同僚ト謀リ將ニ日課表ヲ施シ行ハントス、(中略)諸書ニ拠リ之ヲ折衷シテ倉卒稿ヲ脱シ仮ニ其法則ヲ設ケテ以テ試ミニ行フコト今既ニ数月、大イニ裨益アルヲ覺ユ、

こうして生徒の「学業ヲ励マシ進歩ヲ促ス所ノ良法」として効果が確かめられたので、「一校ニ私スヘカラズ」と考え、出版に至ったという。東京師範学校の卒業生である樋木や中矢の場合とは違い、矢野の場合、出版物を手がかりに日課表の実践を行っていることがその特徴である。

日課表のひな形とその評価法は、中矢と同じく、記号の使用法や配点(各科5点、合計30点)を含めて樋木のものを踏襲している。行状の評価法については、生徒罰則を基準としており、罰の軽度のものは1点ないし3点、中程度が5点、重いもの(他人の持ち物の無断借用、他人の課業の妨害、喧嘩口論を為す者など)は10ないし15点減点とし、情状により増減することとしている。樋木や中矢と異なり、行状に関しては賞点を規定しておらず、かつ、減点の点数幅が大きいので、厳罰主義的な生徒管理の手段という傾向がみられる。

なお、日課表は、教育令期に入つても出版されている。1881(明治14年)には広島で、岩崎永助『小学校中等科目日課表』と題する日課表のひな形が出版されている。ただし、各科目、行状に加えて宿題が評価の対象となっているが、様式を示すだけで、その評価基準などの評価方法は掲載されていない。

以上、みてきたように、行状の評価を含む日課表は、東京師範学校小学校卒業生たち、およびその出版活動をひとつのルートとして各地に広まつていったものと考えられる。とくに、樋木や中矢が示した日課表における学業や行状の評価法は、以下で検討する府県における日課表の実践に大きな影響を与えていた。

## 2 大学区教育会議における日課表の規定

日課表は、府県レベルの規則でその使用が規定されている場合があった。東京府、長崎県、神奈川県、山梨県、福井県、長野県などがそれである。

その広がりの契機となったのが、学務官員、学区取締、教員等の学務関係者がその教育事務を協議した教育会議である。

まず、1876(明治9)年1月から2月にかけて第一大学区(現在の関東地方及び山梨県)の学務関係者がその教育事務について協議した第一大学区府県教育議会の「成議案」をみてみよう<sup>11)</sup>。

この成議案の中には、生徒の学習意欲の喚起や德育、訓育に関する事項を含んで生徒の人間形成一般に触れた「生徒養成ノ議」がある。ここでは、「生徒ノ知識ヲ開発スルモ徳性ヲ養成セザル

トキハ却テ畢生ヲ誤ルニ至ルベシ」として德育の重要性を説き、そのためには、「生徒ヲ養成スル要ハ良師ヲ得ルニアリ」、「教師一言一行ハ生徒ノ模範タル事勿論ナレバ、端正自ラ処シ、勉強能ク耐ヘ、自然其徳化ニ草偃センコトヲ望ムベシ」などとして、善良な教師による感化の重要性を指摘する。

具体的「養成」の方法については、「児童ハ物ニ倦ミ易キモノ」という子どもに関する一般的認識と、「小児ノ質各異」なつてるので「其性質ヲ識認」した上で対応すべしという、個人差の認知とこれに適合した方法の重要性を説いた上で、以下のような具体的方法を提起している。当時の教育関係者の間で合意した訓育觀を示したものとして重要なので、関係する条項を引用しておこう。

第七 丁寧薰陶之ヲシテ從容自適喜テ學ニ進マシムベシ、苛督シテ嚴責ス可カラズ、

第八 課業ノ間必ス修身ノ諭シヲナシ、之ヲ実践セシムベシ、而モ其難ヲ強ユ可カラズ、

第九 小学生徒ノ如キハ僅カニ父母ノ膝下ヲ離レ未ダ成立セザルモノナレバ、其進退動作ヨリ衛生節養ニ至ルマデ宜シク之レニ注意スベシ、

第十 不良ノ児アリテ規則ニ犯触スルコトアルモ罪ニ服セザルニ之ヲ罰スルコト勿レ、凡ソ生徒ヲシテ自ラ改良ノ心ヲ生セシメンコトヲ要ス、

第十四 (前略) 生徒ヲシテ活潑ニシテ剛毅ナラシメンニハ或ハ古來名士ノ事実ヲ引キ以テ其風ヲ慕ハシメ、又教師恐嚇脅迫ノ処置アルトキハ卑屈ノ念ヲ生シ、利ヲ以テ誘ウトキハ欲得ノ念ヲ生シ、傲慢疎暴姑息等、都テ其師ニ似サルモノナシ、故ニ教師タルモノ能ク此辺ニ注意スルトキハ必ず養成ノ法ヲ憲ラザルニ至ルベシ、

「苛督」や「厳責」を避けて、喜んで学習へ向かわせること(第七)、「進退動作」といった慣習的作法から「衛生節養」といったケアの側面まで指導の対象とすること(第九)、修身の実践においては難しいこと強制しないようにすること(第八)、「罪ニ服セザルニ之ヲ罰スルコト勿レ」として罰を与える場合でも、罪責感情や良心の形成(「自ラ改良ノ心」)を目標とすること(第十)、そして、「恐嚇脅迫」や利害関心を行為の理由、ないし動機とすることを戒めること(第十四条)など、総じて、授業の前提形成としての管理や規則による厳格な他律的訓練ではなく、利害関心を超える自律性の形成をめざした「ソフト」な訓育指導を標榜していることが看取される。

こうした「生徒獎勵法」の一環として、生徒を「鼓舞獎勵」することを目的として、日常の行状と学業を評価する「勤惰行状学業表」の作成が提案されている。

第十一 生徒ノ勤惰行状学業(五課ヲ分ツ)表ヲ製シ毎日之ヲ記載シ置キ、月末毎ニ必ズ右表ヲ点検シ、小試験表ヲ併セテ其得点ヲ掲示シ、以テ教導上ニ精密ノ注意ヲ加ヘ生徒ヲ鼓舞振励スベシ、

評価方法などは不明だが、すでに紹介した樋木らの「日課表」と同様のものを想定していると思われる。なお、これと関わって、「生徒校則ノ議」では、毎月の席次決定に「勤惰行状学業」の成績を加味すること、「生徒試験法ノ議」では、進級試験の成績に「平時ノ勤惰行状学業」を加味することを規定している。

もう一例を挙げておく。1876（明治9）年4月に行われた第七大学区（山形を除く東北6県）教育会議の決議案である<sup>12)</sup>。

ここでも、第一大学区と同様、生徒の人間形成一般の方法を規定した「生徒成育之方法」が議決され、その第二条に「日課表」の規定がある。

第二条 生徒ノ優劣ヲ比較シ奮發勉励ノ念ヲ生セシメンカ  
為メ日課表ヲ製シ一日ノ点数ヲ三十点ト定メ之ヲ六課  
(復誦、読物、書取問答、算術、習字、行状)ニ分チ、  
毎課五点トナシ、学業及ヒ行状ノ可否ニヨリ定点ヲ増減  
シ、月末ニ至リ点数ヲ統計シ之ヲ小試験ノ優劣点ニ換算  
シ剽窃ヲ行フヘシ、

「優劣」をめぐる競争により学習動機を形成しようとしている点、行状を含む6科、各5点で評価して、月末に集計する点など、樋木のものと同様の日課表を想定しているものと思われる。

なおこれに先立つ第一条では、「児童ヲ教授スルハ学術ヲ授ケルニモ行儀ヲ修ムヘキコトヲ教諭スル尤専務トナスベシ」として教授を成立させる前提として「行儀」の指導を説いており、日課表における行状の評価はこうした文脈に位置づけられているものと思われる。また、「授業ノ余暇」においても、「時トシテ西国立志編若シクハ中外歴史中ニ於テ古人ノ善言良行及ヒ仁人義士貞女烈婦ノ志行ヲ講義解説シ、終リニ賛美ノ語ヲ加へ暗然生徒ノ志氣ヲシテ感發セシムヘシ」（第四条）として、第一大学区と同様（第十四）教師の修身談による徳性の涵養も位置づけられている。ただし、ここでは、第一大学区のような自律性形成に関わるような条項はみられない。

### 3 府県レベルでの日課表の実践

以上の動向を受けて、1876（明治9）年以降、各府県の規則で日課表の類が規定されることになる。

これらは、日課点を月次試験の評点を加味して席次を進退するという、試験規定上の位置づけは共通しているが、先の教育会議の議決のように、試験規則とは別に規定を設け、「生徒養成」といった目的を全面に出したもの、また、学業成績を欠いて行状や出席のみを評価するものなどのバリエーションがある。

1 まず、試験規定に加えて「生徒養成」などの意味付けを行っている府県の規定をみてみよう。

1876（明治9）年の「山梨県学則」「第5章 生徒心得」ではその第44条に「日課表ハ、読物ヲ始メ日々習ヒ得タル事ヲ記憶スルモノト否ラサルモノ、又ハ行状良キモノト良カラサルモノ等ヲ分チ、其表ヲ付シ、試験ノ時学業ト此表トヲ見合セ、褒美ヲ与フルト与ヘサルヲ定ムル者ナレハ、毎日学校ニ出ル時ハ必ス持參シ、着席ノ時教師ニ出シ、退校ノ時受ケ取り帰ルヘシ、宅ニ帰レ

ハ之ヲ父母ニ示スベシ」として、「生徒心得」の最終条項に往復通信型の日課表を規定している。「日課評点増減法」、行状評価に関わる「生徒罰則」も規定されているが、それぞれ樋木や中矢のものと同様である<sup>13)</sup>。

つぎに、長崎県のものをみておこう<sup>14)</sup>。1877（明治10）年3月の「小学校則」では、第1章第3条で、入学者には生徒の身分証明書である「鑑札」と「日課優劣表」を与えることを規定している。示された日課表の様式には、「三則」として、目的と注意事項が次のように記してある。

- 日課優劣表ハ生徒一人毎ニ渡置、毎日退校ノ節教師課業ノ優劣行状ノ好悪を記載シテ銘印スルモノトス
- 日課優劣表ヲ生徒ニ与フルハ、内外相訓へ出入相戒ムルノ旨意タルヲ以テ、其父兄タルモノ亦適宜ノ見留印ヲ捺スベシ
- 日課優劣表ハ試業ノ節平常ノ勤惰ヲ点検スルニ最緊要ノモノナレバ、宜シク注意シテ之ヲ保存スベシ、若遺失破損スルトキハ、仮令試業上十分ノ点数ヲ占得スルモ、為ニ落第等ノ憂アルナリ、

様式は、樋木が示したものとほぼ同様であるが、1年間使用できるものとし、課業の優劣については、「読書」「算術」など6科目と「行状」について、毎日、○（2点）、△（1点）、●（半点）で評価することとしている。その目的は、「内外相訓へ出入相戒ムルノ旨意」とあるように、家庭と学校が協力して子どもの教育にあたること、そして試験に点数に加味する平常点を示すものとされている<sup>15)</sup>。

2 以上のように、往復通信型日課表を基本として、試験規定以外でも日課表を位置づける立場がある。こうした府県は多数派ではなく、多くの府県では、試験法という文脈で日課表を規定している。

たとえば、神奈川県では、1876（明治9）年11月制定の「小学校則」「生徒試験法」で、月次試験結果と「平時ノ学業行状」とによって生徒の「進否」を判定して席次を定めることとした上で、同年同月に「日課表規則」を定めている<sup>16)</sup>。この規則中、「日課表点数規則」は学業と行状の評価基準を示したものだが、学業については「衆生ノ曉リ得サル事ヲ独リ之曉リ、衆生暗記シ得サル事ヲ独リ之ヲ記スルモノハ三点ヲ与フ」、など13項目、行状については「行状特ニ正シクシテ教師褒詞ヲ下スニ至ル者ハ亦一点ヲ与フ」など7項目が挙げられている。内容としては、既述した樋木の者とほぼ同様である。ただし、「何芸ニ問ハズ末席ノ生徒ニシテ主席ノ生徒ニ勝ルコトアル時ハ一点ヲ与フ」といった規定にみられるように、近世の藩校・私塾における会読の評定法と同様、席次（「末席」「主席」）と絡ませて評点を与えていた点が特徴である。なお、優劣点を付す場合は、十名中一名の割合を目安とするとして、既述の中矢が示していた割合を提示している。また「付録」では、月次試験成績と進級試験成績を定めるさいに日課表をどのように参考にするのかが詳細に規定されている。

もう一例挙げておこう。東京府では、1877（明治10）年4月制定の「小学試験法」で、月次試験での優劣は、毎学科の試験得

点に「日課優劣点」を加味して判定すること、この月次試験の得点は、進級試験の得点に加えること（第一章通則第七条）とし、この「日課優劣点」の決定方法を「第三章 日課優劣表評点附与規則」で規定している<sup>17)</sup>。この規則では、日課表の目的を「生徒ヲ獎励セン為」とした上で、中矢や神奈川県の場合と同じく、「評点ヲ付与スルニハ優劣可否著シ他生徒ニ異ナルモノ而已ニ限ルモノトス」として、評価の客観性や公平性を担保しようとしている。評価基準は、樋木や中矢らと同類の規定の仕方だが、各科目一項目と非常に簡略であり、たとえば「読書講義」では「各生徒了解シ得ザルニ特リ之ヲ能クスル者アレハ優点ヲ与へ、各生徒了解シ得ルニ遅滞講読スルコト能ハザル者ハ劣点ヲ附ス」という規定のみである。「行状」についても「挙動交際上ニ就キ各生徒ノ標準タルヘキモノアルトキハ優点ヲアタヘ、不品行及ヒ懲治ノ処分ヲ受ケシモノハ劣点ヲ附ス」という一項目のみである。

このほか、学制期後期のこの時期、埼玉県、愛媛県、岩手県、秋田県、筑摩県などの試験規則にも日課表およびその類の規定がみられる<sup>18)</sup>。

3 この時期の試験規定では、月次試験、定期試験の成績に日々の行状点を加味する府県がみられる。既述のように、試験成績に行状点を加味する動向は、日課表が普及する以前にもみられる。したがって、こうした動向の延長とみることもできるが、他方で、日課表から学業の評価が省略され、学習態度などを含む行状評価のみが残ったものという見方もできる。

いくつか事例をみておこう。

1876(明治9)年7月に制定された敦賀県の「教育規則」の「小学之部」では「生徒出席行状点数規則」によって、以下のように日々の出席と行状を点数評価することが規定されている。

- 一 出席点ヲ五ト定メ欠席ノ者ハ零点ヲ附シ、一時間欠席スルモノハ一点ヲ減ズ（後略），
- 一 行状点モ亦五点ト定メ、本日行状ノ善ナル者ハ定点ヲ与へ、不善ナル者ハ罰科ニ照シテ減点ス，

こうして得た得点は、月次試験、進級試験の試験得点に加点されることとされている。ちなみに、月次試験では全体の定点125点のうち20点、進級試験では全体の定点255点のうち45点が出席行状点となっている。出席行状点はほぼ一科目分と同等の配点となっている。日課表と比較すれば、学業の比重が弱まり、代わりに出席が重視されているということになる。元来、日課表は、生徒の出席督励をひとつの目的としていた<sup>19)</sup>。出席点を加えることでこの機能の拡大を図ろうとしたものといえる。

さて、行状の評価基準は、「校中罰則」による減点法であり、たとえば、忘れ物をした者、授業中に私語する者、校中の器物を破損した者など10項目については2点半の減点、喧嘩口論を為す者など5項目については行状点を0点とするなどとしている。

なお、この「教育規則」中には「生徒養成心得」が含まれているが、そこでは「授業時間児童ノ学業行状ニヨリ、善ナル者ハ塗リ板ニ賞点ヲ附シ、不善ナル者ハ罰点ヲ附シ、目前ノ勧奨ヲ行フヲヨシトス」としている。評価基準を罰則という形で明確にし、評定を公開してその客観性と公平性を保ち、同時に評価を公開す

ることによって学習へ動機づけようとしていることがわかる。

つぎに、出席点も、学業成績も含まず、行状点のみの事例を挙げておく。

1877(明治10)年、栃木県は「小学生徒試験条規」で月次試験と進級試験の試験規則を制定し、「試験は点数を以て及第落第を定るものとす」として、各課の配点を決めている<sup>20)</sup>。素読6点、算術12点など6科目とともに「行状」も1科目扱いされて12点が配されている（総点は72点）。この行状の点数の評価基準等は不明だが「予メ其受持教師ニ於テ之ヲ定メ置クヘシ」として、担任教師が平素の行状を点数評価して決定することになっている。

#### 4 日課表のルーツ

以上、日課表の実践を追ってきた。ところで、行状や学業の成績を日々点数評価する、また、これを試験成績に加えるといった発想はどこから出現したものであろうか。

まず、幕藩体制期に等級制を採用した藩校や私塾との関係をみると、日々の成績の積み上げ方式によって進級させるという点、そして、席次と絡めて賞点や罰点を決めるという点では、等級制を取り入れた咸宜園や適塾などの私塾、そして藩校の会読（会講）と共通性をもつ<sup>21)</sup>。また、評点を「○」「●」「△」といった記号で表記する点も会読の評点法と共通性がある<sup>22)</sup>。さらに、進級試験を藩校教師ではなく藩の重役、吏員を立ち会わせその責任の下で行うといった厳格な方法を探る一方で<sup>23)</sup>、進級基準においては、「出精」「精勤」など、行状や品行の善し悪しといった学力以外の基準を加味するという点でも共通性をもつ<sup>24)</sup>。こうしてみると、「各府県制定の試験法を支えるパトスは近世諸教育機関での試験によって培われたもの」<sup>25)</sup>という天野正輝の指摘は、日課表の実践にも妥当する側面をもつ。

とはいっても、たとえば、藩校における行状や品行の評価の導入の主要な目的のひとつは、評価基準をあいまいにして能力主義を隠蔽することで、身分制秩序を守る手段としており、外的的な類似性やそのエースにおける共通性はあるものの、学制期へと単純に連続したと見なすことはできないだろう。

中矢や生駒が、ページやボールドウィンを引いているように、日々の行状・学業評価を記録し、集計して成績に反映させ、さらにこれを父母に示すといった方法は、当時の英米でも行われており、日本にも紹介されていた。日課表の直接的なルーツはこの英米の教育事情にあると思われる。この点については、日本における通知表の起源を考察したさいに検討を行ったことがある<sup>26)</sup>。重複する点もあるが、資料を付け加えて再検討する。

1870年代、文部省が翻訳刊行して広く読まれた米国系の教育学書、学校管理法書の中に日課表に類する帳票が掲載されている。

まず、ペンシルバニア師範学校長ウィッカーシャム（J.P.Wickersham, 1825-1891）の著書 *School Economy* (1864) を箕作翻訳が翻訳した『学校通論』(1874) をみてみよう<sup>27)</sup>。ここでは、学校帳簿のひとつとして、生徒一人ひとりの毎日の出欠と行状(deportment)を記録する「出席行状簿」(Register of Attendance

図3 出席行状簿（ウィケルスハム『学校通論 卷二』1874, 22丁）

図4 学業簿（ウィケルスハム『学校通論 卷二』1874, 24丁）

and Department) (図3), 毎日の各科目の学業成績を記録する「学業簿」(Class Register) (図4), これらの成績を月ごとに総括する「要略簿」の作成が提案されている。評点は「出席」「行状」「学業」とも一日5点満点(至善～至悪)である。なお、学業成績については、毎日、各科目の評点をつけた上で、月末に平均得点を求めて要略簿に「学業」成績を記入することとしている。示されている様式は個人別帳票ではなく、一覧表であるが、週、月、期ごとに集計した成績を、生徒、そして父母に示すことも提案している。

こうした記録の目的については、①規則に基づいて「勤惰賢愚」を明らかにすることで「賞罰、賞賛、訓戒、進級、退級等ヲ為ス」さいに誤謬を免れることができるといった「教師ノ業ヲ助クル」こと、②父母や学務関係者に「生徒ノ模様ヲ知ラシムル」こと、③正確な教育統計の提供すること、④生徒に有益な影響を与えることの4点を挙げている。このうち、四つの点については、出席、行状、学業の奨励のためには、一時の譴責では「遺忘」してしまい効果がないので、「其不善ト過失ヲ記録」することによって「之ヲ畏懼」させることが必要と説いている。とはいえ、「恐れ」による動機づけを奨励しているというわけではない。こうした方法は往々にして、いたずらに「榮名ヲ欲シ」(desire of honor)、「進級ヲ希フ志」(struggle for success) を優先させがちで、「誠実ヲ尊ビ」(the love of truth 真理を愛し)、「義務ヲ顧ミル」(the conviction of duty) といった崇高な動機(noble motives)を損なう危険性があり、こうした場合は、益よりも害が大きいとしている。学業における真理愛、行状における義務認知という動機の形成に資する資料でなければならないという点が、ウィッカーシャムの特徴といえる。

Pupils' Names.	Mon.	Tues.	Wedn.	Thurs.	Friday.	Total
Amos Dean .....	10 9	10 10	10 10	10 9	10 10	50 45
Moses Brown.....	8 9	9 8	10 10	7 9	9 10	43 46
John Hall.....						
Charles Ames.....	7 6		5 7	6 6		18 19
Mary Mason .....						
Ellen Stone .....						
Lucy Somers.....						
Sarah Lum.....						

注) 上段が学業、下段が行状成績

図 5 学業・行状簿 (Northend, C., *The Teachers Assistant*, 1866, p.352)

アメリカのノルゼント (C. Northend, マサチューセッツ州ダンバースの教育長) の著作『教師必読』(1876 (明治9) 年)<sup>28)</sup>、および『那然 小学教育論』(1877 (明治10) 年)<sup>29)</sup> にも日課表に類する帳票が掲載されている。

まず、『教師必読』では、「凡ソ教師タル者ハ、当ニ其生徒ノ日々ノ背誦並ビニ行状 (the daily recitations and deportment) ニ注意シテ、之ヲ記録ス可シ」として、毎日の学業成績 (この場合レシテーション) と行状を記録し、週末に総括する様式を示している (図5、原著のものを挙げておく)。評点法は、毎日終業時に学業、行状ごとに失点 (「謬誤」) の個数を自己申告させ定点の10点から減点する方法、授業時間ごとに3点満点で成績をつけるという方法である (減点法、行状は一日3点)。

『那然 小学教育論』でも「行状表並ニ暗唱表ノ事」として、日々の行状、学業の成績を出欠・遅刻とともに記録し、「学校掛並ニ訪者ノ随意ニ此ノ記録ヲ披見スルヲ許ストキハソノ良効実ニ著名ナリ」また、毎週または毎月「報告表ヲ製シテ双親ニ示サハ其益大ナルベシ」として、行状表 (record of deportment) の様式と家庭通信用書式（「両親への報告表」，report to parents）を示している（図6、図7-1、図7-2）。

関係者への公開は、これによって生徒の学習動機を刺激すると  
いう意味もあるが、それだけではない。

ノルゼントは、一時の試験によって学校の良否が判断されるため、学習が試験準備のためのものに為ってしまっていることを批判し、学事関係者が試験期日を決めないで学校訪問すべきだとしている<sup>30)</sup>。日々の出席・学業・行状は、日常の学校の成績を表すものと位置づけられていると思われる。また父母への申報は、家庭でも子どもの学習や行状に注意を払ってもらい、学校と協力し

RECORD OF REPORTMENT.

<i>Names.</i>	Mo.	Tu.	W.	Th.	Fr.	Sat.	Mo.	Tu.	W.	Th.	Fr.	Sat.
Anne Weston,	3	3	2	3	3	2	1	3	2	3	3	3
Hannah F. Osborne,	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
D. P. Northend,	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
Arthur Poole,	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
George H. Clark,	3	2	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3
Maria Putnam,	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
Mary Wheeler,	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	3	3
Benj. E. Hoyt,	3	3	3	2	0	3	3	3	3	2	1	3
Elizabeth Wells,	3	1	2	3	1	3	3	3	3	2	3	3

図6 Record of Deportment (Northcott, C., *The Teacher and the Parents*, 1873, p.249)

## REPORT TO PARENTS.

## EPPS SCHOOL, SELEM

Whole number of schools, 75. Number not Absent once during the term, 28. Number not tardy once, 60.

## Monthly Report of CHRS.A. NORTHEND.

1853	Whole No. of half-days of School.	Present, No. of half-days	Absent, No. of half-days	Tardy No. of times.	DEPORTMENT.	RECITATIONS.
Jan.	40	39	1	0	Very Good.	Satisfactory
Feb.	38	38	0	0	Excellent.	Uniformly good.
Mar.	37	37	0	0	Correct.	Seldom Fails.

☞ Every pupil who is not present at the precise time of opening the school is marked late. As much of the regular school time is taken up in illustration, explanation, and blackboard exercises, lessons are assigned for study at home; and parents are earnestly desired to see that they are seasonably and faithfully attended to. Among the prominent regulations of the school which the pupils are required to observe, are, punctuality, promptness, industry, neatness, good humor, respect for the rights and feelings of others, purity of language, and a strict regard to truth. Parents and others interested in the cause of education are always welcome visitors.

—— Committee.

—— Teacher.

図 7-1 Report to Parents (Northend, C., *The Teacher and the Parents*, 1873, p. 250)

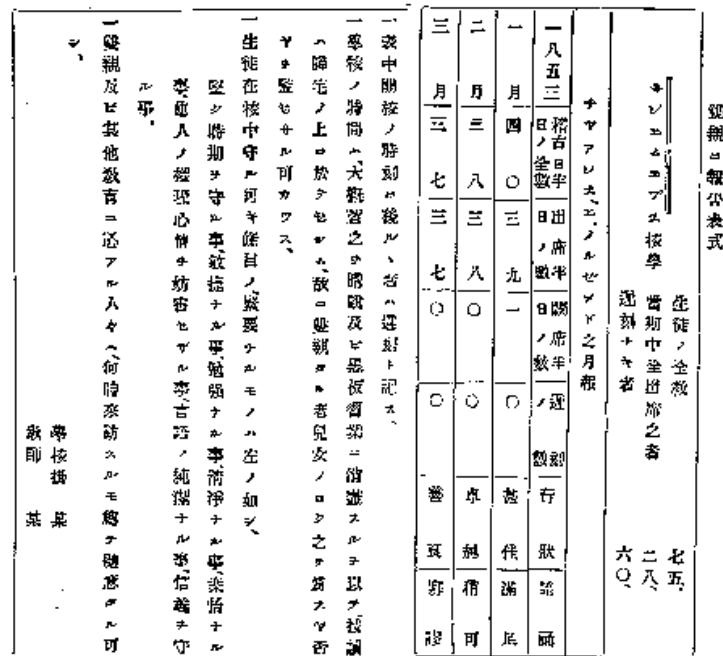


図 7-2 両親へ報告様式 (C.ノルゼント『那然 小学教育論』文部省, 1877, pp.355-356)

てその教育にあたるためのものである。このため、生徒が守るべき緊要な項目として、時間厳守、迅速、勤勉、整理整頓、機嫌良さ (good humor)，他者の権利と感情を尊重することなど8項目を家庭通信用書式中に挙げている。

最後に、英國関係のものを挙げておく。明治前期の学校管理法（「教化」「躾方」等と訳された discipline を含む）に強い影響を与えた J.カリー（チャーチ・オブ・スコットランド師範学校長）のものである。やや時代が下るが、1880（明治 13）年から翌年にかけて、文部省発行の『教育雑誌』にカリーの著書 *The principles*

and practice of common-school education(1861) の一部分（学校管理に関する部分）が訳出されている<sup>31)</sup>。そこでは、学校記簿法（School Registration）として、学籍簿ほか学校に備えるべき簿冊の様式が含まれている<sup>32)</sup>。これらの様式は、1881（明治 14）年 4 月 30 日の文部省達（輪郭附）「学事表簿取調心得」で規定されたものとほぼ同一であり、「学事表簿取調心得」はこのカリーが記した帳票を模倣したものと思われる。

ところで、試験関係規定とその帳票は、府県レベル以下で作成されてきたこともあって、「学事表簿取調心得」では「学科成績

Week ending							
Branches.	M.	T.	W.	T.	F.	S.	Total.
Bible Knowledge, . . .	3	1	..	2	..	..	6
Reading, . . . . .	1	1	..	1	1	..	4
Spelling, . . . . .	1	..	2	..	1	..	4
Grammar, . . . . . etc.etc.	1	..	..	1	..	..	2
Total,							16

図 8-1 Week Ending (Currie, J. *The Principles and Practice of Common-school Education*, 1861, p.203)

週一ル至二日月							優劣表
計 總	土	金	木	水	火	月	目 科
六	...	...	二	...	一	三	典 経
四	...	一	一	...	一	一	書 読
四	...	一	...	二	...	一	字 練
二	...	...	一	...	...	一	法 文
六一							計 總

図 8-2 優劣表（英人ジェームス、クルリー氏普通小学教育論抄『教育雑誌』第 130 号、1880）

等ニ係ル諸表」については、「各学校ニ於テ調製シ夫々詳記」するように指示している。こうして、カリーの示した表簿のうち、学業成績等に関するものを除いたものが「学事表簿取調心得」に規定されることになったのだが、除外された学業成績に関わる帳票の中に、日課表に類した帳票「優劣表」(week ending) がある

(図 8-1, 図 8-2)。見るようすに、各科目の成績を毎日記入し、週ごとに総括するものである。その成績は出席簿、そして期末、年末の出欠関係の調査表に記入されることになっていた。生徒に与える点数は「全級生徒ニ報知スベシ」として評点を公開する点、「生徒ノ学業ノ程度ヲ其父母ニ明示スル」ために、こうした評価法や帳票が有益であるとする点などは、ノルゼントや権威以下日本のものと共通する。しかし、日課点に日々の「行状」を含んでいない点、また、日課点は、順位や褒賞とは直接には関係ないとしている点で異なっている。とはいっても、時間割の例の中には、1日の最後の時間に「品行証書」(good conduct ticket) を授与するとあつたり<sup>33)</sup>、席次の決定方法の二方法のうちのひとつとして、競争主義の弊害を検討した上で、毎週「学業及ビ行状」の評点を平均して順序を決定する方法を紹介しており<sup>34)</sup>、行状点を全く無視している訳ではない。しかし、日々の行状点を積極的に席次の決定という賞罰に生かそうとしていないことは確かであろう。

以上みてきたように、当時の英米の学校管理法とその実践の中に、行状評価を含む日課表の類が含まれており、J.カリーのものを除いて明治 10 年まで翻訳出版されていた。日本のものとの使用目的や帳票の類似性、学制期の教育全般の移入性からみて、こうした英米の教育事情が日課表の直接のルーツだと思われる。

ところで、こうして紹介された日課表の類、あるいは日々の学

業、行状評価の背後にある訓育思想は、共通のものだったのであろうか。欧米学校管理法に含まれる discipline の日本における受容を検討した藤井真理は、紹介・導入された原著にさかのぼってその discipline 論を検討し、これを三つに分類している<sup>35)</sup>。すなわち、①德育機能をもつもので、教師への共感と権威に依拠した徳の形成をめざすもの（イギリスの J.カリー、J.ギル、J.ランドン、ドイツの Z.ケール）、②同じく德育機能をもつもので、義務認知による德育をめざすもの（アメリカの JP. ウィッカーシャム、J.ポールドウィン）、③德育機能をもたないもので、権威の力の提示による従順の育成をめざすもの（アメリカの C.ノルゼント、J.ページら）の三つである。このうち、学制期の日課表実践に直接影響を与えたと思われるのは、翻訳紹介の時期からみて、②、③のアメリカ系のものであると思われる。学制期の日課表にみられる、日々の学業、行状の評価の実践が、欧米、とくにアメリカのものの受容であったとすれば、そこには、德育機能をもたせようとしたもの（義務認知により内面的な徳性の形成をめざすもの）と德育機能をもたせようとしてしないもの（内面的な徳性の形成をめざさず、権威の力への従順という慣習形成をめざすもの）という二つの潮流が存在した可能性があるということになる。

個々の事例についてみてきたように、学制期の行状評価において慣習的行為の形成をめざすものと、自主性や自律性に基づく道徳性の形成をめざすものといったバリエーションがみられるのは確かである。しかし、確固とした訓育思想のもとで主張されているのかどうか、あるいは欧米の教育事情の背後にある訓育思想の理解の上に主張されているものなのかどうか、資料的制約もあって分明でない場合が多い。

## 小括

さいごに、学制期の日課表における、日常の行状や学業の評価行為の目的と機能をまとめておこう。

(1) 学制期以降、19世紀の日本の小学校におけるカリキュラムの履修形態の特徴は、試験制度を媒介にした修得主義であった。

進級、卒業認定は、進級・卒業試験の結果に依ったが、一時の試験で学力を正確に測れるかどうかが問題となつた。日課点の導入は、これを月次試験、進級試験に反映させることによって、学力をより正確に測るという目的を有していた。

(2) 試験制度は、「常業ヲ忽ニ試験ヲ主務トスルカ如キ弊」<sup>36)</sup>、すなわち、普段の教授や学習を試験に従属させるという、本末転倒の機能を果たしがちである。こうした弊害を除去することも日課点導入の目的であった。

(3) 試験制度の目的のひとつは、褒賞や席次をめぐる競争を組織して、競争によって学習の動機を形成することであった。これを日常的に組織するには、日課点の導入は効果的であった。

(4) また、進級や褒賞、席次に関わるようなハイ・ステイクな試験にあつては、生徒や父母に評価が公正に行われていることを納得させる必要があつた。生徒の学業・行状を日常的に日頃から「点数」によって評価し、その結果を父母への通知したのは理由のひとつは、このためであった。

(5) 日課表における行状点については、全体として、学習の前

提としての教室の秩序維持という教授に関わる目的、さらに、訓育に関わって、生徒心得等に掲げられた慣習への同調形成、さらには、道徳性の形成という目的をもっていた。修身があまり重視されなかつた学制期にあって、生徒心得や生徒罰則に基づく行状評価は、訓育の実践においてかなりの規制力を発揮したものと思われる。

ところで、学制期の進級、卒業試験は、学校外部の教育行政機関が主催、実施するものであり、このことが精実を廃し厳格な資格認定を行うひとつの鍵となっていた。日課点やこれを加味した月次試験は、学校の担任教師が実施するものであり、これを進級試験結果に反映することは、「学力を正確に測る」どころか、「精実」を持ち込み、試験制度を内側から掘り崩す危険性をもっていた。とくに「行状」といった行動や性格に関わる評価は、罰則等に基づく外面向けの機械的点数評価ならばともかく、道徳性形成をめざして、行為の動機まで詮索しだすと、信頼性のある評価は困難になる。この点をめぐる議論は学制期には未だみられない。1880年代、教育令の以降の日課表の消長や修身科の行状評価を検討する中で、小論で扱った時期の訓育評価の意味をより鮮明に描くことを今後の課題としたい。

## 註

- 1) 小論でいう「評価」は、evaluationとしての評価に限らず、valuation(評定)、appraisal(査定)などを含んだ広義の概念として使用する。
- 2) 藤田昌士「訓育」、細谷・奥田ほか『新教育大辞典』第2巻、第一法規、1990。
- 3) 天野正輝『教育評価史研究－教育実践における評価論の系譜』東信堂、1993、pp.44-47。松野修「明治前期における児童管理の変遷－小学生心得書、小学作法書、学校管理法書を手がかりに－」『教育学研究』53-4、1986、p.10。
- 4) 「日課表」は、この時期から、現在で言う「時間割」表を指す意味でも使用されていた。
- 5) 筑摩県師範学校編『上下小学授業法細記』1874(明治7)年(仲・稻垣・佐藤編『近代日本教科書教授法資料集成 第1巻』東京書籍、1982、所収)では、その「授業心得」の一箇条に、「月末毎ニ生徒ヲ試験シ、賞罰簿ト併セ照シテ、席順ヲ定ムベシ、席順ハ独リ進学ノ者ヲ先トナスノミニ非ズ、平生ノ行儀、出席ノ日数等ニ關スベシ」とあり、試験成績だけでなく、普段の「行儀」に関する「賞罰」、そしてこれを記録した「賞罰簿」によって月ごとの席次を決めることが提案され、罰の基準として「小学校罰則」も掲げられている。そこでは遅刻、私語、喧嘩・口論などその罪の軽重により5段階の罰が与えられていることになっている(pp.168-174)。また、進級試験を規定した小倉県の「下等小学試験法」1875(明治8)年7月7日では、「第2条 每科問題ヲ設ケ其学業ヲ試験ストイヘトモ、平素品行ノ良否ヲ参考シ之力品評ヲナス」として、平素の品行の良否によって、試験成績に加点、減点することとしている(福岡県教育委員会『福岡県教育百年史 第1巻』1977、p.542)。
- 6) 梶木寛則『小学日課表用法』1876年5月。この資料およびこれが東京師範学校附属小学校で使用されたことの推察根拠等については、拙著「日本における通知表の歴史再考」『評価の時代を読み解く 上』教育目標・評価学会、日本標準、2010参照。

- 7) 引用箇所は、D.P.ページ、漢加斯底爾訳『彼日氏教授論』文部省、1876、p.258-260。ページは、学校の要務は「教育」instructionであつて「管理」governmentではない、としている(同書、p.260)
- 8) 生駒恭人『小学教授術大意 上』1876、5丁以下参照。同書は、仲・稻垣・佐藤編『近代日本教科書教授法資料集成 第1巻』東京書籍、1982、に所収されている。
- 9) 山下巖麗、生駒恭人『勸学必携 上、下』1875。ボーラードウインの学校管理法については、『文部省雑誌』第20号(1874(明治7)年11月7日)に、『米国教育日誌』よりの訳出として「ジエー・バートウイン氏学校管理法」が掲載されている。
- 10) このように、生徒の守るべき規則はできるだけ少ない方がよいという主張は、ボーラードウインだけではなく、当時日本に紹介された英米の学校管理法では一般的であった。たとえば、C.ノルゼント『那然 小学教育論』文部省(1877)では、「生徒ニ示スノ規約ハ甚タ簡ナルヲ善シトス」としているが、それは、細密の規則を設けると「知ラザルノ遁辞」で言い逃されるからだという(p.134)。なお、松野、前掲では、規則の多少の意味を詳細に検討している。
- 11) 「学務吏員成議案」『教育雑誌』(文部省)、第6号付録、1876、pp.1-51(佐藤秀夫編『明治前期文部省刊行誌集成 第7巻』歴史文献、1981、所収)。1月10日より2月3日まで、東京、昌平館で開催。
- 12) 「督学局申報」『教育雑誌』(文部省)、第22号付録、pp.1-26(佐藤秀夫、同上、所収)、及び『文部省第四年報 明治九年第一冊』p.283。なお岩手県は参加していない。
- 13) 山梨県教育委員会『山梨県教育百年史 第1巻』1976、pp.545-549。
- 14) 佐賀県教育史編さん委員会『佐賀県教育史 第1巻』1989、pp.438-451, pp.472-473。
- 15) このほかに、山形県でも、1876(明治9)年7月に制定した「生徒養成法」の中で、「生徒学業ノ優劣勤惰表ヲ製シ毎日之ヲ記載シ置キ、月末毎ニ必ス右表ヲ点検シ、小試験表ヲ併セテ其得点ヲ揭示シ、以テ教導上ニ精密注意ヲ加ヘ生徒ヲ鼓舞振励スベシ」としている(山形県教育史資料編集委員会『山形県教育史資料 第1巻』1974、p.44)。
- 16) 神奈川県教育センター『神奈川県教育史 資料編 第1巻』1971、pp.74-91, pp.106-107。
- 17) 東京府『明治十年四月制定 小学試験法』1877。
- 18) 府県の規定ではないが、1876(明治9)年3月に、広島県公立師範学校が、管下小学校の実際に就き適度を商量して作成したという「下等小学試験法」がある。ここでは、「勤惰行状点」として、「出席ヲ一点トシ欠席ヲ無点トス、善ヲ一点トシ悪ヲ負一点トス、復読ノ時前日ニ修ムル所ヲ能ク記シ得タル者ヲ一点トシ忘ルル者ヲ負一点トス、故ニ一日三点ヲ得ルモノヲ成点トス」とし、これを月次試験に加味して席次を昇降することとしている。本文中で紹介した府県と異なるのは、学業の点数が各科目の評点ではなく「復読」のみの点数であること、出席点を加えていることである。結果として「勤惰行状点」という名称にふさわしく、出席と行状の比重がたかまつ、重視されることになっている(広島県教育委員会事務局調査課『広島県教育八十年誌』1954、pp.74-77)。
- 19) たとえば、梶木は、日課表について「此益タル亦生徒ノ欠席ヲモ減少スルニ至ルベシ」としている(梶木、前掲、8丁)。
- 20) 栃木県教育史編纂会『栃木県教育史 第3巻』1957、pp.86-89。
- 21) こうした得点の積み上げ方式の典型は、月ごとの成績を点数評価した「月旦評」で有名な廣瀬淡窓の咸宜園である。淡窓の高弟である武谷祐之が著した『南柯一夢抄録』によれば、評点法および進級法は、概略以下のようにして行われた(『増補淡窓全集 中巻』pp.1-7)。たとえば、中等の課程以下では、輪読で、5行正しく読めれば1点、3葉以上正確に読

めれば20点、など、輪講では、20字誤りなく解釈できれば1点、などの賞点が与えられた。会講は、前回の成績順に席につき、テキストの難しいところについて出席者同士が質問と応答を繰り返し、応答の正否によって上席を奪いあうもので、たとえば、第一の席の者が、第二、第三、第四の席の者の質問に正しく答えられれば3点などと、席次を絡めて得点が決められていた。これら日々の学習において獲得した賞点を月ごとに合計し、等級ごとに決められた定点以上であれば昇級した。しかし、こうした相対評価による方法では、各等級にふさわしい実力が備わっているかどうかは不明である。このため、上記の得点による進級を「権」、いわば仮進級とし、「階級」に応じて「課程」を定めて、この「課程」を修得したこと改めて検査し、確認することによって「消権」して「真」の進級と見なした。(同前、および、広瀬淡窓「懷旧筆記」『増補淡窓全集 中巻』p.553)。こうして点数による等級と席をめぐる競争と、各等級にふさわしい資格認定を真権の法によって行おうとするところに、咸宜園の等級制のひとつの特徴がある。学制期の試験法との関係で言えば、「権」にあたるのが日課表や月次試験であり、「真」にあたるのが進級試験ということになる。

なお、塾生活の規律に関しては、数多の少年を集め、ただ教義のみ伝えるような世儒のやり方では、放逸に赴かせるだけだとして、まず「治」め、しかる後「教」えることを唱え、詳細にわたる規約(6条82則)や告諭を発しその遵守を求めていた。学習規律の確保という点では、学制期の行状評価と通底するが、詳細な規則を設ける点では対立する。

<sup>22)</sup> たとえば、適塾における会読の評点法は以下のようであった。会読する部分を箇で決め、「五人なら五人、十人なら十人、自分に割当てられたところを順々に講じて、もしその者ができなければ次に回す。またその人も出来なければ次に回す。その中では解し得た者は白玉、解し傷ついた者は黒玉、それから自分の読む領分を一寸でも滞りなくりつたに読んでしまったという者は白い三角を付ける。これはただの丸玉の三倍ぐらい優等な印で、およそ塾中の等級は七、八級ぐらいに分けてあった」(福沢諭吉、富田政文校訂『福翁自伝』岩波文庫、1978、pp.81-82)。

<sup>23)</sup> たとえば、複合等級制を採用していた彦根藩弘道館では、試験は、生徒の進度に従い随时これを行うことになっていたが、寮間の進級などは藩校の教師から稽古奉行に申請して、稽古奉行が試験を行い、席間の進級は藩校教師が判定して、その結果を稽古奉行に届け出ることになっていた。なお、進級においては学業だけではなく行状、品行も判定の材料とされた(文部省編『日本教育史資料 一』1890、pp.377-379)。

<sup>24)</sup> 藩校は、等級というある意味で能力による区分原理を採用してはいたが、なんといっても身分制社会を維持する側の人々の学校であり、能力や学業の達成を身分にとって代らせることはできなかった。この間の事情を、R.P.ドーアは次のように説明している。

「一般的には、(卒業)基準はもっと漠然としたものであって、ただ『勉励』とか『格別進歩』とか規定されているだけで、屡々それに品行方正が付け加えられていた」。「実際、教養人としての武士の理想像を具体的に制度化しようとするこのような試み(卒業、進級基準を具体的に定めるということー筆者注)は、江戸時代の日本の様な個別主義的な社会では困難にぶつからざるを得ず『憐愍』が求められたとしても驚くに当らない。師弟の間柄は密接なものとされ、そこでは教師は案内人と情け深い保護者の二役を演じた。このような性格の教師に、彼の生徒が家督相続に不適格であると判定せることは、その生徒の欠陥が能力の不足よりも不埒な反抗に根ざしたものでないかぎり(中略)、過酷な要求であろう。何故大抵の場合基準が漠然とした、裁量の余地のあるものにとどめられていたか、或はむしろ勤勉とか精勤とかいう尺度で明

示されていたのか、その理由は恐らくここにあるのだろう」

(R.P.ドーア、松井弘道訳『江戸時代の教育』岩波書店、1970, pp.80-81)。つまり身分制秩序を温存しながら、等級制を成立させるひとつの手段が、教育評価における精勤、行状、品行、いわば「まじめさ」の評価であった。

したがって、身分制原理を拭して能力主義原理をとりいれようとした学制下での行状評価と藩校のそれとは共通点をもちつつも、同一のものとはいえないだろう。

- <sup>25)</sup> 天野、前掲、p.57。
- <sup>26)</sup> 山根俊喜「通知表の起源について」『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』39-1, 1997。
- <sup>27)</sup> ウィケルスハム、箕作翻訳『学校通論 卷二』文部省、1874, 19-29丁、Wickersham J.P., *School Economy*, Philadelphia, 1864, pp.48-59。
- <sup>28)</sup> チャーレス・ノルゼント、ファン・カステール訳『教師必読』文部省、1876, pp.547-551。原著は Northend, C., *The Teacher's Assistant; Or, Hints and Methods in School Instruction, Being a Series of Familiar Letters to One Entering Upon the Teacher's Work*, New York, 1866, pp.351-353。
- <sup>29)</sup> チャーレス・ノルゼント、小泉信吉、四屋純三郎訳『那然小学教育論』文部省、1877, pp.333-336。原著は Northend, C., *The Teacher and the Parents; A Treatise upon Common-School Education; Containing Practical Suggestions to Teacher and Parents*, New York, 1873(1st ed.1856), pp.249-250。
- <sup>30)</sup> チャーレス・ノルゼント、同上, pp.239-240。
- <sup>31)</sup> 「英人ジェームス、クルリー氏普通小学教育論抄」として、『教育雑誌』(文部省)第130号(1880年10月20日)から158号(1881年11月15日)まで断続的に訳出、連載されている(佐藤秀夫編『明治前期文部省刊行誌集成 第9巻』歴史文献、1981, 所収)。原著は、Currie, J. *The Principles and Practice of Common-school Education*, Edinburgh, 1861。第1部 Principles of Education(教育原理)、第2部 School Management(学校管理法)、第3部 Method(各科教授法)の3部構成である。第2部のSchool Management(学校管理法)は、第1章 Organization、第2章 Discipline(「訓誠」と訳されている)、第3章 The Art of Teachingの3章構成だが、このうちの、第1章と第2章が訳出掲載されている。
- <sup>32)</sup> 水野遵訳「英人ジェームス、クルリー氏普通小学教育論抄 学校記録」『教育雑誌』(文部省)第130号、1880, p.14以下。
- <sup>33)</sup> 水野遵訳「英人ジェームス、クルリー氏普通小学教育論抄 学校時間表」『教育雑誌』(文部省)第134号、1880, 付表第7式。
- <sup>34)</sup> 藤野善藏訳「英人ジェームス、クルリー氏普通小学教育論抄 訓誠 百五十七号ノ続」『教育雑誌』(文部省)第158号、1881, pp.10-15。
- <sup>35)</sup> 藤井真理「日本近代学校教育秩序形成期における德育方法としての「学校管理論」—イギリス教師用教科書の discipline 概念の受容を中心に—」『日本教育史研究』第12号、1993。
- <sup>36)</sup> 「大分県年報」『文部省第11年報 明治十六年』1885, p.725。大分県では1885(明治18)年に、進級試験成績に月次試験成績を加えることとしたが、この時の説明中の記述である。

\*本稿は科学研究費助成事業(基盤研究(C))「戦前日本における教育の評価史 一情意形成の目標と評価ー」(2010-2013)(研究代表者:山根俊喜、課題番号22530820)の研究成果の一部である。